

議案第 5 3 号

みよし市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 7 年 9 月 1 0 日提出

みよし市長 小 山 祐

説 明

この案を提出するのは、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い必要があるからである。

みよし市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

みよし市職員の育児休業等に関する条例（平成４年三好町条例第１号）の一部を次のように改正する。

第１条中「第１９条第３項」を「第１９条第６項」に、「及び第２項」を「から第３項まで及び第５項」に改める。

第１９条第２号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く」を「を除く。次条において同じ」に改める。

第２０条の見出しを「（第１号部分休業の承認）」に改め、同条第１項を次のように改める。

育児休業法第１９条第２項第１号に掲げる範囲内で請求する同条第１項に規定する部分休業（以下「第１号部分休業」という。）の承認は、３０分を単位として行うものとする。

第２０条第３項中「部分休業」を「第１号部分休業」に改め、「相当する休暇」の次に「若しくは第１号子育て部分休暇」を、「当該休暇」の次に「若しくは当該第１号子育て部分休暇」を加え、同項を同条第４項とし、同条第２項中「勤務時間条例第１５条の３第１項の規定による子育て部分休暇」を「第１号子育て部分休暇」に、「部分休業」を「第１号部分休業」に、「当該子育て部分休暇」を「当該第１号子育て部分休暇」に改め、同項を同条第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加える。

２ 第１号子育て部分休暇（勤務時間条例第１５条の３第３項に規定する第１号子育て部分休暇をいう。以下同じ。）の承認を受けて勤務しない職員に対する育児休業法第１９条第１項に規定する部分休業の承認については、当該部分休業が第１号部分休業である場合に限り行うことができる。

第２０条の次に次の４条を加える。

（第２号部分休業の承認）

第２０条の２ 育児休業法第１９条第２項第２号に掲げる範囲内で請求する同条第１項に規定する部分休業（以下「第２号部分休業」という。）の承認は、１時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第２号部分休業を承認することができる。

（１） １回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数

2 第2号子育て部分休暇（勤務時間条例第15条の3第7項に規定する第2号子育て部分休暇をいう。以下同じ。）の承認を受けて勤務しない職員に対する育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認については、当該部分休業が第2号部分休業である場合に限って行うことができる。

3 第2号子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない職員に対する第2号部分休業の承認については、次条に規定する期間につき第20条の4第1号（非常勤職員にあつては、同条第2号）に掲げる時間から当該第2号子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

（育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間）

第20条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）

第20条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

（育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情）

第20条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第21条中「職員が」の次に「育児休業法第19条第1項に規定する」を加える。

第22条を次のように改める。

（部分休業の承認の取消事由）

第 22 条 育児休業法第 19 条第 6 項において準用する育児休業法第 5 条第 2 項の条例で定める事由は、職員が第 3 項変更をしたときとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 19 条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和 8 年 3 月 31 日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後のみよし市職員の育児休業等に関する条例第 20 条の 4 の規定の適用については、同条第 1 号中「77 時間 30 分」とあるのは「38 時間 45 分」と、同条第 2 号中「10」とあるのは「5」とする。

みよし市職員の育児休業等に関する条例の一部改正新旧対照表

改正案	現行
(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項（育児休業法第12条及び第19条第6項において準用する場合を含む。）、第7条、第8条、第10条第1項、同条第2項（育児休業法第11条第2項において準用する場合を含む。）、第14条及び第15条（これらの規定を育児休業法第17条において準用する場合を含む。）、第17条、第18条第3項並びに第19条第1項から第3項まで及び第5項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、並びに育児休業法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。 (部分休業をすることができない職員) 第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 略 (2) 勤務日の日数を考慮して市長が規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。次条において同じ。） (第1号部分休業の承認) 第20条 <u>育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。</u> 2 <u>第1号子育て部分休暇（勤務時間条例第15条の3第3項に規定する第1号子育て部分休暇をいう。以下同じ。）の承認を受けて勤務しない職員に対する育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認については、当該部分休業が第1号部分休業である場合に限り行うことができる。</u> 3 勤務時間条例第14条の規定により規則で定める特別休暇（生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合に限る。）又は勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間若しくは<u>第1号子育て部分休暇</u>の承認を受けて勤務しない職員に対する<u>第1号部分休業</u>の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇又は当該介護時間若しくは<u>当該第1号子育て部分休暇</u>の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 4 非常勤職員に対する<u>第1号部分休業</u>の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が前項に規定する特別休暇に相当する休暇若しくは<u>第1号子育て部分休暇</u>又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該休暇若しくは<u>当該第1号子育て部分休暇</u>又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。 (第2号部分休業の承認) 第20条の2 <u>育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号</u>	(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項（育児休業法第12条及び第19条第3項において準用する場合を含む。）、第7条、第8条、第10条第1項、同条第2項（育児休業法第11条第2項において準用する場合を含む。）、第14条及び第15条（これらの規定を育児休業法第17条において準用する場合を含む。）、第17条、第18条第3項並びに第19条第1項及び第2項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、並びに育児休業法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。 (部分休業をすることができない職員) 第19条 同左 (1) 略 (2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市長が規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前三任用短時間勤務職員等」という。）を除く。） (部分休業の承認) 第20条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間（勤務時間条例第2条から第5条までに規定する勤務時間（非常勤職員（定年前三任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）をいう。）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。 2 勤務時間条例第14条の規定により規則で定める特別休暇（生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合に限る。）又は勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間若しくは勤務時間条例第15条の3第1項の規定による子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇又は当該介護時間若しくは<u>当該子育て部分休暇</u>の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が前項に規定する特別休暇に相当する休暇又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該休暇又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

みよし市職員の育児休業等に関する条例の一部改正新旧対照表

改正案	現行
<u>部分休業」という。)の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。</u> <u>(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数</u> <u>(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数</u> <u>2 第2号子育て部分休暇（勤務時間条例第15条の3第7項に規定する第2号子育て部分休暇をいう。以下同じ。）の承認を受けて勤務しない職員に対する育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認については、当該部分休業が第2号部分休業である場合に限り行うことができる。</u> <u>3 第2号子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない職員に対する第2号部分休業の承認については、次条に規定する期間につき第20条の4第1号（非常勤職員にあっては、同条第2号）に掲げる時間から当該第2号子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</u> <u>（育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間）</u> <u>第20条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</u> <u>（育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）</u> <u>第20条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。</u> <u>(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分</u> <u>(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間</u> <u>（育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情）</u> <u>第20条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。</u> <u>（部分休業をしている職員の給与の取扱い）</u> 第21条 職員が<u>育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、給与条例第23条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額（非常勤職員にあっては、当該非常勤職員の勤務1時間当たりの給与額）を減額して支給する。</u> <u>（部分休業の承認の取消事由）</u> <u>第22条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。</u>	（部分休業をしている職員の給与の取扱い） 第21条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、給与条例第23条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額（非常勤職員にあっては、当該非常勤職員の勤務1時間当たりの給与額）を減額して支給する。 <u>（部分休業の承認の取消事由）</u> <u>第22条 第13条の規定は、部分休業について準用する。</u>